

令和3年11月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会



## 令和3年11月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和3年11月26日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長  
岩崎勤委員（教育長職務代理者）  
中村義明委員  
赤木信之委員  
北嶋節子委員
- 教育委員会事務局  
教育部長 飯田和美  
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、  
生涯学習課長 斉藤伸明、スポーツ振興課長 宮本臣久  
学校教育課学務係長 小林洋一

### 1 付議事件

- (1) 議案第35号 市指定文化財の申請に伴う結城市文化財保護審議委員会への諮問について

### 2 報告事項

- (1) 報告第35号 教育長報告について
- (2) 報告第36号 令和3年度結城市教育事務点検・評価実施方針について

学校教育課長 時間前ではございますが、皆さん、おそろいでございます。また、傍聴希望者は10分前までの受付でございますので、希望者はおりませんでしたので、ただいまより教育委員会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年11月教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名いたします。

赤木委員に署名をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議案は1件でございます。

議案第35号 市指定文化財の申請に伴う結城市文化財保護審議委員会への諮問について、事務局より提案説明をお願いします。

### ◎議案第35号 市指定文化財の申請に伴う結城市文化財保護審議委員会への諮問について

生涯学習課長 それでは、1ページになります。

議案第35号 市指定文化財の申請に伴う結城市文化財保護審議委員会への諮問について。

上記議案を提出する。

令和3年11月26日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

2ページからその資料になりますが、今回、教育委員会に市の指定文化財の指定ということで2件ほど申請がありました。

1件が城の内遺跡、これは市で所有しているものになります。それともう1件が多賀谷季雄家文書、こちら全部で5点ありますが、こちらの所有は教育委員会所有になります。この2件が指定文化財の申請がありましたので、これについて市の文化財保護審議会のほうに諮問をかけたいと思いますので、それに対する審議ということになります。

まず、2ページ、3ページですが、城の内遺跡になります。城の内遺跡は、場所がこちらの市庁舎の南、国道50号バイパスの南のところですね。昔竹やぶがあったんですけども、竹が大分少なくなりましたが、そこに中世の武家屋敷跡があります。大きさが東西177メートル、南北が約127メートル、東西に長い長方形を呈する区画になりますけれども、現在もこの周囲には土塁が残されておりまして、その土塁の外側に堀も一部残されておりまして、こちらの遺跡につきましては、これまで鎌倉初期につくられた結城家の館跡ということで考えられていましたが、令和元年度に試掘調査になりますけれども、遺構確認調査を行った結果、新たに中世

の堀跡であったり、溝跡、また方形竪穴遺構、これは倉庫のようなものです。そういったものが確認されました。

また、遺物としては、土師質土器、カワラケであったり、陶器ですね、古瀬戸や常滑、また古銭などの金属製品が確認され、これらの遺物の年代から判断いたしますと、鎌倉期というよりは、どちらかというところ室町時代の前半、南北朝動乱期ですね、その頃につくられた館跡ではないかという可能性が出てまいりました。

また、その所有者につきましても、金属製品ほか古瀬戸や常滑とか出ておりますので、結城市の有力者であります。当時としては結城家に関連する者が建てた館跡、当時といえば南北動乱期ということで考えますと、城跡が結城小学校の東側にありますので、恐らく出城的なものとして建てられた可能性があるのではないかと考えております。

6 ページに図面がありますが、この赤い線で囲われた区画が今回申請のあった場所になります。この8718の1というのは、今市が所有している部分、右端のところ少し抜けているところがありますけれども、こちらは、今栗橋さんという方がお持ちの民有地ということになります。埼玉県に住まれている方ですけれども、こちら今回ここが抜けているというのは、栗橋さんの同意がちょっとまだ得られておりませんので、今回はこの部分を外しましたが、この部分につきましても栗橋さんの同意が得られ次第、後から追加指定ということも考えております。

続きまして、資料のほう、議案書のほう12ページからになりますが、多賀谷季雄家文書ということになります。この文書は結城家の戦国期に仕えました多賀谷氏が所有していた文書になります。多賀谷季雄さんというのは、現在の当主がお持ちであった文書を以前結城市のほうに寄贈されていたものになります。

内容は、5点になりますが、1つが結城政勝所領宛行状ということですね。これは1556年、結城政勝より下野国都賀郡延嶋ほか、1か所を用地として拝命したときの文書になります。

続きまして、結城晴朝所領宛行状ということで、これは1586年、晴朝より常陸国小栗城の城代を拝命したときの文書。

3番目が豊臣秀吉朱印状ということで、1590年に豊臣秀吉より下野国小山領内の大宮ほか2か所を領地として拝命した際の文書です。

4つ目が結城秀康朱印状ということで、同じく1590年に結城秀康より同じく小山領、大宮、2か所を所領として拝命したときの文書になります。

最後が、増田永盛等知行打渡状ということで、1590年に豊臣家の家臣であった増田永盛等から贈られた領地の目録ということになります。

多賀谷家は結城家16代政勝の代に結城家の家臣となった家柄です。その後、豊臣秀吉の小田原攻めに際しまして、17代の晴朝とともに豊臣秀吉に謁見をいたしまして、秀康が結城家の養子縁組となることを取りまと

めた人物ということで、手柄として秀吉からの領地も与えられたということになります。この文書は、これまで1枚の掛け軸にこの5枚が貼りつけられた状態で保管されておりましたが、今年度、それぞれを1枚1枚ごとに分離いたしまして、しわ等を補修いたしまして、そういった保存修理を行ったことを契機として、今回、市の指定文化財ということにしたいということで申請をしたものでございます。

なお、今後の手続ということになりますが、今回、了承された場合、この後、結城市文化財保護審議会に指定にふさわしいかどうかというのを諮問いたしまして、文化財保護審議会から指定に値するとか、値しないとかという答申をいただいた後に、もう一度こちらの教育委員会で諮りまして、そこで正式に指定というものを決定という流れになります。恐らく今のところ、1月の定例教育委員会ぐらいにその指定ということで考えておりますけれども、今後の流れは以上ということになります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第35号の説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

中村委員。

中村委員

ちょっと教えてください。先ほど説明いただいた中であつたとは思いますが、行状というのは書き物ですよね。これはどういう意味があるのか、私、ちょっと分からないので、もし教えていただければ。

あと、朱印状とよく歴史なんかでも学んだような気がするんですけども、これって一体どういう、書き物ですよね、全部ね。この2点ちょっと教えていただければ。

教育長

斉藤課長。

生涯学習課長

この行状というのは、要するに領地として多賀谷家にその領地を与えますよという印ですね。その文書ということになります。議案書で15ページに2つありますけれども、どここの延嶋のうち何貫文という石高ですね。そういったものを1番、多賀谷新十郎という殿様に政勝が与えますよという証明となるような文書になります。

朱印状というのは、16ページに2つありますけれども、3番の豊臣秀吉の朱印状、4番が秀康の朱印状ということになりますが、豊臣秀吉の場合は、天正18年9月20日と書いてあるところに丸く赤い朱印が押されているのが分かりますか。写真。4番の秀康のほうは、その秀康のところ、名前のところ赤い印で言う判子ですね、朱印が押されている。ですから、要するに赤い朱印が押されているということで朱印状という呼び方をしているんですけれども。

中村委員

その書き物の性質は、じゃ、前の行状と同じような、朱印がより公共性が高いとか、そういう感じなのかな、平らに言うと。

生涯学習課長

朱印が押されているのはより。

中村委員

分かりました。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 この豊臣秀吉、結城秀康の朱印状、これはサインのところだけが直筆な  
 んですか、それとも全体的に本人の直筆なんでしょうか。それともこうい  
 ったものは側近の人が書いてあれたものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

生涯学習課長 全体の文章は本人が書いたかどうかというのはちょっとあれですけど  
 も、少なくとも秀康とか花押、それは本人の直筆だと。

岩崎委員 すごい立派な。

教育長 岩崎委員からも出たと思うんですけども、これ、市の指定ではなくて  
 県とか国あたりからのそういうのにはならないんですか。

生涯学習課長 今後、取りあえず流れでいきなり県というわけにはいかないんで、やっ  
 ぱり市の指定になって、何年か経過した後に、今度国のほうに申請をし  
 て、国と協議して、県指定とか国指定に値するという事になれば、そち  
 らのほうに。段々と。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 そういう歴史上の著名な人の直筆のものが普通に掛け軸でこういうふう  
 に結城の人のところにあったというのは、いや、すごいなと思って。本当  
 にすごいものだなど。

教育長 これは今どちらにあるんですか。

生涯学習課長 こちらの教育委員会のほうで保管しております。

教育長 じゃ、今日終わったら見ることとかできるんですか。

生涯学習課長 なので、これについては来年3月に、商工観光課でNHKの「鎌倉殿の  
 13人」の絡みで、いろんな結城家に関するイベントがあるんですけど  
 も、その中で蔵美館でやっぱり結城に関する展示をするんですが、そのと  
 きに合わせて、こちらでも展示しようというところで今、市民の皆様に見て  
 もらうと。

岩崎委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがですか。  
 (発言する者なし)

教育長 よろしいですか。  
 では、議案第35号についてお諮りいたします。  
 議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙  
 手をお願いします。  
 (賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。  
 それでは、議案第35号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

教育長

続いて、次第3、報告事項に移ります。

報告事項は2件でございます。

まず、報告第35号 令和3年度結城市教育長報告です。

私から報告いたします。

19ページをご覧ください。

報告第35号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和3年11月26日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

19ページをお願いします。

まず、1番の学校経営の正常化に向けてということも、前に実は11月24日に、本当に愛知県の弥富市というところの中学校で悲惨な、本当に大変な事件が起こってしまいました。それを受けて、次の日、25日に結城市の小中学校には、教育委員会のほうから3つお願いということで指示をいたしました。1つ目は、命を大切にすること。2つ目は、友達と仲よくする。友達を認め合う。3つ目が、何かあったら相談すること。誰でもいいから相談すること。その3つについて指示させていただきました。事件の具体的な内容には触れないでくださいと。愛知県のほうで本当に大変な事件が起こりました。そういうところでとどめておくようにということで、道徳、学級活動、朝の会、帰りの会等で時間を取って、その3つについて指導するようにお話ししてあるところです。

では、1番の学校経営の正常化に向けて凡事徹底ということで、小中学校の校長には、それぞれの小中学校での凡事徹底をお願いしますということで言っております。1つ目は、交通事故防止、11月、学校から離れてからのもあるんですけども、3件起きているんです。それまでにコンビニでも3件あって、コンビニは絶対注意しなさいよと言っているそばからコンビニでぶつけました。コンビニって危ないですよ。前向きで入って、バックで出るんで、そのときにやってしまうということがあるので、徹底してくださいということで言っております。児童生徒もそうですけれども、先生方も同じです。

あと、最近ちょっと問題というか、話題になっているのが、雨の日の送迎のときに、送ってくる保護者の車と、あと子供たちがちょうどぐちゃぐちゃになってしまう。そこを各学校でもう一回徹底して話し合ってください。安全を確保できるようにお願いしますということで指示したところです。

2つ目が、不登校児童生徒の対応ということで、これはもう結城市のほうでは本当によくやってくれていると思いますが、SSWやスクールカウンセラー、あとはゆうの木との連携をお願いしますということで、これからコロナ禍の中でずっと不登校とか欠席してしまっているような子供たちもいますので、その子供たちへの学習支援と同じように、心のケアということできるように指示しているところです。

3つ目の白丸です。働き方改革の再確認と徹底ということで、先ほど中村委員さんともお話しさせていただいたんですけれども、働き方改革でいろいろ合理化とかやらないとか、そういうのは出てくるんですけれども、その中でもやっぱり保護者とか職員への心遣いとか思いやりとか、それははしょってはいけないよなというところがあるんじゃないかと私は思っていますので、そういうところはやっぱりどこかで教えていかなければいけないのかななんて思っているんです。あとは先生方の健康第一ということで、結城市ではないんですけれども、校長先生が倒れてしまって、復帰できるかどうか分からないなんて、そういう事案も発生しています。また、校長先生には特に新採教員等への心配りもお願いしたいということで指示しているところです。

2番です。令和3年度定期人事異動管内教育長会議について。

1月16日に人事異動に関する教育長会議がありました。20ページをご覧ください。20ページが、これが令和4年度の定期人事異動方針です。ちょっと黄色になっているところがこの新しく変わったところということでありました。どの文章にも学校改革への意欲がありという文言が入ったということです。学校改革への意欲がありということです。あとは一番下のほうの勸奨退職については大体同じようなことになっているかと思えます。後でご覧になっていただければと思います。

21ページ、新たな職ということで、主幹教諭、指導教諭の設置について。

10年くらい前にも主幹教諭というのはあったんですけれども、いつの間にかなくなってしまって、もう一回来年度から復活するというので、下のほうを見ると、今度は給与もアップするというので、前は給与の変化はなかったんですけれども、これから主幹教諭、指導教諭については給料、40歳で特2級というのを設けるといようなことが言われています。

(1)番、今お話ししました学校改革への意欲があるということで、行政職推薦、校長推薦、教頭推薦は今までと同じかと思えます。特に米印の真ん中、中学校英語担当者というのは、小中経験がなくても教頭、校長になれるんですけれども、令和11年度からは小中両方勤務経験が必要となるということで言われています。今年の管理職登用試験、これは教頭、校長試験が来年の1月15日、16日、土日。大体センター試験の裏側で毎年やっていると思うんですけれども、ここで行政職、指導主事とか、社教主事とか、そういうものの試験も別個で同じようにやっております。

あとは(4)番で、先ほど①番で主幹教諭と指導教諭についてはお話しさせていただきました。

勸奨退職も今年はあるということです。米印、定年退職、今年度は校長1名が定年になります。教頭の定年退職者が2名になります。米印、勸奨退職者2名ということになっております。現在のところ、そういう状況です。ただ、これは変化があるかもしれませんので、お酌み取りいただければ

ばと思います。

3番、行事等についてです。

11月23日のこの前の火曜日にアクロス開館30周年、新庁舎1周年コンサートがありました。東京室内管弦楽団ということで来ていただいて、その中に結城中出身の女の子が1人、バイオリニストで入っていきまして、市長さんともお会いして、いろいろと歓談させていただきました。非常に一生懸命頑張っていました。

(2)番、昨日、結城市発災時初動対応向上訓練ということで、その訓練の実施がありました。最初に震度6以上の地震があったときに、市としてどういう初動体制を取るかという、そういう訓練です。結城小に実際に避難所開設ということで、体育館にテントとかベッドなんかをつくってもらったようです。今日の読売新聞にはその写真を入れた部分が載っていたかと思えます。

(3) 今日から中学校の入学説明会が始まりました。今日は結城中学校で、南中と東中学校は来週火曜日、11月30日に予定しております。

(4)番、学警連第2回連絡会議が12月8日に実施されます。

年明けて来年1月8日、成人式、これも全体ではなく、学校ごとでその時間帯で実施される予定です。教育委員の皆さんにもこの前、11月6日にはご協力いただきまして、本当にありがとうございました。またどうぞよろしくをお願いします。

米印、学校閉庁日、12月27日、28日、月火が閉庁日になっております。

あと、そこには書いてないんですけども、小学校の修学旅行が12月16、17日、ちょっと遅いんですけども、城南小学校、それで全部終了になります。11月24、25、昨日帰ってきた上山川小学校はおととい、日光のほうは雪降っていたと何か雪の降る修学旅行だったということです。あと残っているのが西小と山川小と江川北と城南小、その4校になります。

あとは各小学校で持久走大会が開かれるようです。

参考です。表彰等につきまして、JAの46回、「ごはん・お米とわたし」の作文・図画コンクールで、作文の部で城南小学校1年生の外崎桜さんと、あと図画の部で北村龍之介さん、結城中学校1年、この2人の作品が全国展に出品ということで新聞にも出ていました。

県の新人体育大会、水泳の部、ほかもやったものがあるんですけども、結城東中学校の村山萌さん、女子自由形200メートルで優勝、もう一つ、200メートル個人メドレーで優勝。どちらも大会新記録で、特に自由形は2位に200メートルで16秒ぐらい差をつけていたと思うんです。ほかにも水泳で2位とか3位とかいっぱいいるんですけども、特にこの子、すごいということで言われていますので、一応お知らせさせていただきました。

2番です。令和3年の結城市議会第4回定例会、12月8日から12月21日までです。代表質問、一般質問、常任委員会等、そちらに書いてあるとおりです。来週の月曜日、臨時議会があります。1日だけです。

私のほうからは報告のほうは以上です。

何かご質問等ありましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

じゃ、1つ教えていただきたいことがあるんですが、主幹教諭、指導教諭が来年から配置されるということで、当然これの選考試験等もあるようなので、任命権者は県教委ですか。

教育長

そうです。

赤木委員

そうなりますよね。

教育長

全く同じです。

赤木委員

そうですね。そうした場合に、例えば主幹教諭、指導教諭を長年続けていて、そのまま登用試験に入っていければいいとは思いますが、学校を異動した場合のその職はどういうふうになるんでしょう。

教育長

どうですかね、まだやってみたことないんですけども、だから、恐らくそこで解任される場合もあると思うんですね。そのまま主幹教諭のまま行くというんじゃないくて。当然今までは例えばティーチャー・オブ・ティーチャーとか、そういう方々って意外と、もちろんそれで教頭、校長になっている方もいらっしゃいますけれども、名誉職みたいな感じでそういうのはあると思うんですけども、今回はそうじゃなくて、特に指導教諭なんかは若くして管理職になるという、そういう道が開けているということでは言われています。ですので、それで例えば56歳、57歳のベテランの教師が指導教諭になって、指導するだけというだけではなくて、それから指導教諭をやったから、早めに管理職になるとか、そういう道が開かれるということは言われています。もちろんそれで主幹教諭なんかはそのままそれで終わりですよという方もいらっしゃる。ただ、それがいつまで続くのかとはちょっと今資料もありませんので、どうなるかちょっと具体的に細かくは分からない。

赤木委員

これ、学校教育法が改正になったときに、この主幹教諭、指導教諭の配置が位置づけられましたよね。それで大まかには規模の大きな学校に配置ということになってくるのかなと思うんですが、例えば結城市内あたりではどのあたりまでがこの配置の該当になるんでしょうね。

城南小、西小あたりの大規模校あたりだよ、配置ができて、先生方の活性化につながればいいことですね。

教育長

そうですね。

赤木委員

はい、ありがとうございました。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

中村委員。

中村委員

関連しているんだけど、この人事異動方針の中にも新たに組み込ま

れたという選抜の内容に、学校改革に意欲がある者って、こういう情意面の評価って難しいと思うんですが、こういうふうな登用、これ行政職も同じですよ。出てきたときに、教育長さんとしてもちょっとそういった、これは校長会でやったりするのかな。対登用試験の模擬対策なんかで、こういったものをどういうふうな見方をすれば、これ、評価できるかというのが意外と難しいのかなと思うんですよね。私、これ大賛成なんです。こういうふうによっぱり、今まではそうだったというわけじゃないんだけど、もう登用試験合格してしまうと、何かもうそれで安心してしまうというか、じゃなくて、そこから私は管理者としての動きを求められるというのがいつもそう願いたいんだけど、それは非常にリンクしているというのはいいと思うんですよね。それはリンクしているというか、主幹教諭なんかと全く同じリンクしていて、これは矛盾はしていないと思うんですが、これは単なる自分の疑問なんです。どうやってこれを例えば指導していくとか、そういうことでもありますよね、裏を返せばね。それを身につけさせるにはどうしたら学校管理職が登用試験等を受ける者に対して見極めるか、あるいはその前に指導していくのかという。教育長さんなんかはそういうのをどういうふうに考えますかね。

教育長

今、中村委員さんがお話ししたとおりだと思うんですね。やっぱり学校改革への意欲というのは一番持ってなければいけないことなんですけれども、だから、それをなってからではなくて、なる前にこういうことがあるんだよ。だから、あなた方しっかりやらなければ駄目ですよというようなことで、この意識の向上を図るために私は入れているのかなと思うんです。ですので、恐らく教頭試験とか校長試験を受けていいですよと教育長が認めるわけなんですけれども、そういう人というのはもう学校改革の意欲があるからそういうことに推薦されているんだよ。だから、当然あなた方が教頭とか校長になったときには学校改革に燃えなければいけないんだよ。そういうことを今まで何もどこにも書かれてなかったものをここに書くことによって、もう受ける段階からそういう意識で管理職にはなってください。そういうことなのかなと私は捉えています。学校改革の意欲がなかったら、教頭とか校長にはなれない。ただ、その評価というのは具体的な数値とか何とかというのはなくて、本当にあくまでも意識の向上なのかなというふうな感じで私は取ってます。

中村委員

まさしくそうだと思うんですよね。本市でも市長がやっぱり特色ある学校づくりをなささい。それはまさしくこの辺と全くリンクしてると思うんで、だから、なおさら先駆的にも結城なんかはそういったやる気、改革意欲は持っている。それから、学校の計画、運営に意欲を持っている。そういった若手を育てていくということが必要になってくるのかなと思いますね。楽しみですよ。そういう人たちがどんどん出てくるのは。

教育長

全員がそうであれば非常にありがたいんですけども。

中村委員

いや、優秀な人は私は多いと思うんですよ。今の若い人たちにはね。そ

の優秀さがなかなか発掘できないで終わってしまうというのが、それは体制の問題だと思うんです。そういうのがあるのかなと思って。これから子供たちはグローバル世界で、自分で切り開いていかないとやっぱり生きていけない世界になっていくわけだから、それを指導する上の者がずっと淡々と昔のやり方そのまま、何のそこに問題を見いだせない。それでいったんではやっぱりいい教育はできないなという感じはしていますよね。

教育長

ですから、その文言を見たときに、これ教頭、校長じゃないよなど。新採教員とか、そっちのほうやっぱりこういうことを求めて学校の先生にはなってもらいたいし、今日の新聞にも高校の公募で4人合格者を出したと、この4人は本当に6年間で県立高校の校長にさせるのかな。だから、本当にその4人というのは改革意欲がある人を多分採った、全く教員とは関係のないような人がどういう人がなっているか分からないんですけども、まさに学校改革の意欲があるから、その千何百人の中の4人に残ったのかな。やっぱりこういうところにもつながってくるのかななんていうことはちょっと今日新聞見ていました。

中村委員

ありがとうございます。

教育長

赤木委員。

赤木委員

自分はこれを見せていただいたときに、学校改革への意欲がありというのを判断するのは登用する側であり、推薦する側、校長とか教頭が下の者を推薦する、そのときの判断基準になってくるのかなと思うんですね。俺は学校改革の意欲があるんだとふだん頑張っている教員って少ないですよ。とにかく毎日のことに精いっぱい、子供たちをよくするんだと、そういう意欲がある。それを登用する側がこの職員は意欲があるんだと、そういうところに目を向けなさいと逆に登用する側、推薦する側に言っている文言じゃないかなという感じがしますね。

教育長

北嶋委員。

北嶋委員

最初に教育長さんがおっしゃった事件のことなんですけれども、ニュースでやっていたときに、プライバシーを重んじて、持ち物検査はしてないということで、それで、ほかの意見なんかでもナイフを持っているだけで安心という子供も何人かいるというようなニュースもやっていったので、市内の中学生なんかではそういう持ち物検査とか、そういうのはどんなふうになっていますか。

スマホが原因でいじめに遭ったりとか、LINEですぐ返事が来ないと仲間外れになったりとかと、そういう何か私たちが子育てしている時代には考えられなかったような時代になっているので、プライバシーも大事ですけども、事件が起きてからでは本当に命に関わる問題になっていくので、その辺の朝の登校のときでもちょっとチェックするとか何かやっているんでしょうか。

教育長

昨日、友達の校長と話して、学校も金属探知機、正門のところに置いておかないと駄目だよなんて言っていたんですけども、まさに北嶋委員

さん、危惧されるようなそういう事態になってきてしまったのかななんて、思っているんですけども、昔から持ち物検査というのはやらないようになっていくんです。これはプライバシーというか、どこかの忘れてしまいましたけれども、やっぱりそれは法律とか憲法ですかね、禁止されていると思う。だから、こうやっていて、おい、じゃ、自分の開けてみろとか、こっちからこんなことをやったら、これはもう全然駄目なんで、そういう持ち物検査というのはなるべくやらないようにしているんで、だから、今の状態では小学校、中学校あたりに包丁とかナイフなんか持ってきても全く分からないようにそれはなってしまうと思うんですね。

あとはスマホのいじめというのは、やっぱりそれはもう絶対やらないよということ、僕も口を酸っぱくしてやっぱり学校の先生方に情報モラルですよ。そちらのほうは徹底していくしかないですよ、結局は。愛知県でも何かいじめられたとか、嫌なことがあったとか言って、じゃ、学校は何やっているんだということ、必ず何かそっちになってきてしまうのが、私はちょっとどうも解せないなという感じではいます。持ち物検査とか、なかなかそれは今のところできない。家庭でのご協力をお願いします。スマホもそういうことで情報モラルを徹底していくしかないのかなという感じですね。

中村委員。

中村委員

先ほどちょっとどこかの校長さんから出たという言葉が金属探知機云々と、私もそう思ったんですよ。待てよ、でも、それはというふうに、やっぱりクエスチョンマークが出てくる。でも、やっぱりこれから例えばもっともっとそれがエスカレートしてきて、みんな護身用に持っているようなことになってしまったら、とんだことになるよね。切り合いになってしまうものね。だから、そういうことも考えられないことはない。

むしろ外部からの侵入者からの被害を起こさないようにプロテクトするんだという、そういう意味合いで監視カメラというのをつけてもいいんだと思うんだけど、市内では監視カメラついてはいないですよ。どこかについていますか。

教育長

大木課長。

学校教育課長

各小中学校には防犯カメラということで、昇降口から外に向けたカメラは設置してございます。

中村委員

全校。

学校教育課長

はい。

中村委員

どこから。

学校教育課長

ごく最近なんですけど……

中村委員

どこから。

学校教育課長

昇降口から外に向けてと。要は侵入者向けのものはございます。

中村委員

そこにね。そのぐりりではないんですね。角々じゃなくて。

学校教育課長

違います。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

その愛知の事件に関連することですけれども、詳しいことは分からないけれども、両方いい生徒だったという話で、一体何が原因なのか分からないんですが、そういうのを加味していくと、他人事ではないし、どこで起きて、どの地域で起きてもおかしくないんだろうなというふうにならうと私は思ったんですが、そうしますと、ああいう事件が実際に起きて、いろんなメディアの対応、それから、いわゆる第三者委員会の設置とかいろいろ手順があるんだと思うんですが、もし本市でそういうことが起きたと仮定して、そのものをそういうメディア対応とか、そういうのはどういう手順で、それに対する対応を市、または教育委員会がしていくのか、ちょっと手順が分かれば教えていただきたいんですが。

教育長

いじめを含めた多分重大事態の対応だと思うんですが、大木課長、その辺のところ。

学校教育課長

当課へ上がってきてから、教育委員会で案件をもみまして、その後外部のいじめ対策委員会というものがございます。たしか今年度の教育委員会でも任期が切れたので、再任の議題として提案させていただいた記憶があります。そこが外部組織となって、外部からの目で、そのいじめについてどうであったか評価する委員会という形のものでできております。そこまでです。

赤木委員

あと、各学校にマニュアル、緊急時対応マニュアルというのができているんですね。その中に例えばマスコミの対応とかは挙げられていませんか。

岩崎委員

当然そういうふうにあるんだと思いましたがけれども、やはり我々もそういうのを、よく知っておくとか確認しておくということが必要かなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

教育長

岩崎委員さんがおっしゃること、全く私も同じことを考えていて、こんな言い方は失礼なんですけれども、これ、私だったらどういう指示を出すのかなど。一番最初、あのときには愛知県では校長が出ていて、校長、教頭が話していたんで、当日の夜7時に臨時の保護者会をやっていた。何かネットで流れていたのは、何で給食が、お昼までそういう全体の子供たちを残すんだと、そういう何か意見が結構出ていたみたいですね。そこで帰されても、家へ帰ったってお昼も何も出なくては、それはちょっと分からない。今日何で休みじゃないんだ、そういうネットの書き込みにはあったということを書いてましたね。テストは延ばしたけれども、今日は通常の学校、どこかで区切るんでしょうけれども、どうなのかななんて自分でもずっと思っていましたね、やっぱりね。それは同じように。

やっぱりもう一回そういうことで結城市としてはどういうふうにするのかということで、校長会でもやっぱりこれはもう一番最初の初動対応というのをしっかりしなければいけないなんて、自分自身もそれは感じまし

たね。

岩崎委員。

岩崎委員

教育長が言われた最初の記者会見のところで、私もちょっと見ている感じでは、当初の校長先生が話はしていて、そんなに問題はなかったんだろうけれども、ちょっとした言い方の違いで変に取られてしまったのでは、その後が大変だと思うんですよね。そのときにやはり教育長なり、そういうところできちんとした体制の中で、あのときはもうちょっとやったほうがよかったんじゃないかなんてちょっと私は思ったものですから。本市はそういう重大なところには直面してないのであれなんですけれども、やはりそこ、特にメディアとの対応、それをきちんとしてないと、その後、ネットの書き込みがいろいろなことを書かれてしまうので、そこをよく想定して対応しないといけないのかなとちょっと今回の事件では感じました。

教育長

中村委員。

中村委員

やっぱり私もニュース聞いていて、ええ、それ、そんなに断定していいのかなと思ったことが1つあるんですよ。それは校長さんが話したことだと思うんだけど、被害生徒についてはリーダーシップを取っていて、全然問題ない。もうそれは加害者もそう。断定してこれでいいのかと私、思ったんですよ。あの時点であなた、断定できるのかと、校長に言ったときに、校長がどこまで知っているかという問題ですよ。何か今までずっとすぐ校長が出てくるんですよ。校長が全てその子供はすごく優しくてとかと全部知っていたかのように、それは例えば担任からの話とかと、そういうことであれば別だけれども、まずそれがちょっと私、違和感があるのと、あとはその時点で断定できるものではないなど。それは早急に児童生徒の今までの例えば評価をすべきじゃないなど私は思ったんですよ。それは1つ考えたんですよ。それは全く違って、それは全く逆で、何見てたのと逆にそれは突っ込まれることになるので、そんなに断定して、その子供の性格判断とか何か、行動判断とかする必要もないと思うんで、それは今まできつと振り返ってみると、みんなそういう事件があるとすぱっと言い切るような形でやっぱり校長さんの言葉になってくるんです。それはちょっと私は危険があると思うんですよ。そんなに校長さんなんて知らなくたっていいわけだからね。それはマスコミだって分かっているはずですよ。

岩崎委員

そうじゃなかったというふうに、いい子だ、いい子だと言っていて、いや、実はいじめがあったとか、そうじゃなかったとなったときには。

中村委員

もう不信感そのものになってしまう。

岩崎委員

言っていたことと違うじゃないですかと。

中村委員

あれは私、いつもそう思うんだけど、今回は特に何かそう感じたんだよね。断定していいのかと。

岩崎委員

それともう一つ、被害者の名前がすぐ出たじゃないですか。ああいうのはどうなんですか。ちょっと私も何か名前は実名出さなくてもよか

ったんではないかなという感じがあったんですけれども。

教育長

昨日もちょっとやっぱりその話になって、名前を出したテレビ局と出さないテレビ局がありましたよね。思い出したのは、酒鬼薔薇聖斗のときは、事件の重大性に鑑み、実名で公表しましたと必ずその一言が入りますよね。だから、本当に重大なときには、これは少年法で守られていても報道するときはあると思うんですね。果たして今回の事案がそうだったかどうかというのは分からないですけれども。被害者の人権は全く無視されているということでたびたび問題になっているというのはありますよね。

すみません。ちょっと違うほうに行ってしまうと、以上で35号についてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

後でまた、いろいろと多分関心がおありでしょうから、じゃ、報告第35号についてはこれで終了いたします。ありがとうございました。

### ◎報告第36号 令和3年度結城市教育事務点検・評価実施方針について

教育長

続いて、報告第36号 令和3年度結城市教育事務点検・評価実施方針について、事務局から報告をお願いします。

学校教育課長

22ページをご覧ください。

報告第36号 令和3年度結城市教育事務点検・評価実施方針についてご報告をいたします。

令和3年11月26日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続いて、23ページをご覧ください。

教育事務点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条の規定に基づき実施するものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条には、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと第1項で規定しており、第2項では、教育委員会は前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとして規定しております。

そこで、ここに教育事務点検・評価の実施方針を策定いたしました。

1番の趣旨、2番、評価対象については報告にあるとおりでございます。

3番の評価対象ですが、朗読をもって報告をさせていただきます。

点検及び評価は、前年度の事務事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2、結城市が実施している行政評価システムを活用するものとし、結城市行政評価実施要綱及び結城市行政評価実施方針に基づき、事務局が選択した事業について、評価対象事業担当課の記入者評価、1次評価及び企画

調整会議による最終評価の再評価を行う。

3、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する事務事業の内部評価を取りまとめ、結城市行政評価実施方針別表2により学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において最終点検及び評価を行うとなっております。

なお、(2)番の文章中の結城市行政評価実施要綱及び結城市行政評価実施方針は、市の企画政策課で作成したもので、その内容は行政の透明性の確保及び効率的な行政運営の推進が主なものとなっております。

次に、1次評価を実施するのは担当課長、最終評価の企画調整会議とありますのは、副市長主催の下に企画財務部長、企画政策課長、財政課長が組織してなされるものとなっております。

(3)にございます行政評価実施方針別表というのは、評価の項目を必要性や妥当性などの6項目から成り、その評価の指標をA B Cの3段階で評価するものです。

続いて、第4の外部評価ですが、任期が2年の令和4年10月31日までの結城市教育事務評価委員、代表が柳田正子委員、評価委員が田邊賢二委員、保坂大二郎委員の3名となっております。

次のページが今後の予定というふうな形となっております。

12月22日までに外部評価までを実施し、12月の定例会には評価結果を報告して、委員の皆様にご意見を頂戴し、その評価結果を1月の定例会までにまとめまして、議会に報告するための教育委員会での議決をしていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

25ページの裏面は、昨年度の評価結果を参考に添付させていただいております。

以上が報告第36号 令和3年度結城市教育事務点検・評価実施方針についての報告でございます。

教育長

大木課長、ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

中村委員。

中村委員

質問じゃありません。お願いです。とにかくこの評価の最初から最後まで大変だと思うんですけども、PDCAサイクル、必ず機能する評価方法で、実を伴う評価というのかな、そんなに全体を網羅することはできなくても、本当に必要なところがきちっとPDCAマネジメントサイクルに則り、きちっと機能するようなそういうものであるといいなと思うんですよ。ぜひその辺をお願いしたいということです。じゃないと、この外部評価委員さんたちも慣れているとはいえ、結構大変だと思うんですよ。いろんなことが一気に入ってくると、やはりなかなかそれを消化しきれないで、形式上の評価になってしまうというのも問題だと思うので、その辺、いつも評価、長年お世話になって、見てきてそう思うんです。これでもかなり簡潔に話しているんですよ。本当に機能して初めて何ぼだと思う

んで、ぜひ結城市のこの評価システムが非常に効果的であるという範を示してもらいたいなど。

教育長                    ありがとうございます。

赤木委員。

赤木委員                昨年から今年にかけてコロナ禍ということで、様々な事業が中途半端になってしまったりできなかつたりであるかと思うんですね。そういうところで、評価者、自己評価をする側がある程度しっかりした観点を持ってないと、例えば教育委員会で言えば学校教育課が評価したもの、それから、生涯学習課、スポーツ振興課、それぞれの基準をしっかりとっておかないと、ずれが生じてしまう可能性もあるのかな。学校でも自己評価なんかやると、自分に厳しい人は本当に一生懸命やっているから厳しく、甘い人は甘い評価が出がちなどころもあるんですけども、そこらのところの基準をしっかりと統一してできるようにしておいたほうが、後で評価、試案を見たときにも、ああ、なるほどなと納得はされると思いますよね。

教育長                    いかがでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長                    それでは、報告第36号については終了いたします。ありがとうございました。

以上で本日の案件について全て終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして令和3年11月教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員